

キッズウエルネス規約（季節プログラム（宿泊プログラム以外））

第1条 〔定義〕

本規約は、「横浜 YMCA」（以下「YMCA」という）の季節プログラム（キャンプ以外）の申し込み者、ならびに申し込みを希望する方に適用されます。

第2条 〔目的〕

申し込み者が季節プログラムを通じて、心身の育成、健康維持、健康増進ならびに参加者相互の交流をはかると共に、地域のコミュニティづくりを目的とします。

第3条 〔名称及び所在〕

名称を横浜 YMCA と称し、所在地を神奈川県横浜市中区常盤町 1-7 とします。

第4条 〔運営及び管理〕

公益財団法人横浜 YMCA が運営、管理をします。

第5条 〔プログラムへの参加〕

次の各号に該当する方は、YMCA に相談してください。

1. 医師から運動を禁止、制限されている方。
2. 心臓に疾患のある方。
3. 脳貧血を起こしやすい方。
4. 耳に病気または異常のある方。
5. 伝染病、その他、伝染又は感染するおそれのある疾病を有する方。
6. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。

7. グループ活動（集団行動）が困難な方。

第6条 〔参加資格〕

申し込みができる方は、乳幼児から中学生（一部高校生含む）で、YMCA ウェルネスプログラムの趣旨に賛同し、本規約に同意し、YMCA が参加を承認した方とします。

1. 所定の健康確認書（申込書裏面）を提出することにより、プログラムに参加する上で、健康上問題のないことを保護者の責任のもとに申告をされた方。（会員以外の方）
2. 過去に YMCA より除名等を受けていない方。
3. 参加後であっても、第5条に該当されていることが判明し、YMCA が参加が困難だと判断した場合、その時点で退会の措置をとらせていただきます。

第7条 〔参加手続き〕

1. 所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、参加費を納入いただきます。
2. 保護者は、申し込み資格の有無に関わらず YMCA の規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条 〔入会金〕

1. 入会手続きの際に、YMCA に対して所定の費用を支払うものとします。
2. 申し込み金（1,100 円）は、いかなる場合でもご返金いたしません。

第9条 〔コース変更〕

申し込み者は、申し込みコースの変更を希望する場合には、変更希望コースに空きがある場合に限り、変更をすることができます。

講習会当日のコース変更はお受けできません。

第10条 〔キャンセル〕

ご予約日を1日目とし、8日目以降の取り消し又は、参加費お支払い後の場合は、以下のキャンセル料が発生します。下記キャンセル規定の日程については、受付時間内に届けがあり受理した場合同じとなります。

1. キャンセル規定

1) 講習会ご予約 8 日目以降又は、参加費お支払い後から講習会開始 8 日前までのキャンセルの場合

- a) 会員参加費納入の方は、参加費の 80%の金額をご返金いたします。
- b) 一般参加費納入の方は、参加費より 1,100 円を除いた 80%の金額をご返金いたします。

2) 講習会開始 7 日前から講習会開始前日までのキャンセルの場合

- a) 会員参加費納入の方は、参加費の 60%の金額をご返金いたします。
- b) 一般参加費納入の方は、参加費より 1,100 円を除いた 60%の金額をご返金いたします。

3) 講習会開始当日以降のキャンセルの場合

- a) 参加費は、ご返金いたしません。

2. 講習会ご予約後、ご都合によりキャンプへ変更する場合は、講習会を一旦キャンセルした後、改めてご予約ください。その際、講習会のキャンセルは上記のキャンセル規定に準じます。

3. キャンセルをされる場合は、所定のキャンセル届を受付窓口までご提出ください。

4. YMCA の都合により、クラスを閉講する場合は、全額ご返金いたします。

5. ご返金は、銀行口座への振込とさせていただきます。手続き上、2 ヶ月程度かかることがあります。

6. 口座振替の方は、キャンセル料を差し引いた金額を登録口座へご返金いたします。年間クラス在籍の方は、年間クラス費へ充当いたします。

7. 申し込み者のご都合によりキャンセルされる場合、いかなる理由においても第 10 条に定めるキャンセル規定に基づいたご返金となります。

第 11 条 〔除名〕

申し込み者は、次の事項のいずれかに該当する行為があった場合は戒告し、又は一定期間参加者としての権利の行使を停止、又は除名する事があります。

1. 本規約及び YMCA が定める諸規則に違反した場合。

2. YMCA の名誉を毀損し、または、公序良俗に反する行為をした場合。
3. 参加費、その他の支払いを滞納し、期限を定めた勧告にも応じない場合。（除名以前の諸費用は全て納入いただきます）
4. 故意に施設または、器具類を破損した場合。
5. 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合。
6. その他、YMCA が、会員としてふさわしくないと認めた場合。

第 12 条 〔休館〕

YMCA は、原則として別紙スケジュールに標記する日を休館日とします。休館日のほか諸施設の補修等、やむをえない事由が発生した場合、休館することがあります。又、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合は、予め案内することなく施設を休館することができるものとします。

第 13 条 〔施設の一時的な閉鎖及び一時的な利用制限〕

YMCA は、次の事由により施設の一部又は全部を一時的に閉鎖又は利用を制限することがあります。尚、この場合、申し込み者に対する補償（補講、返金等）はいたしません。

1. 台風その他異常気象、風水災害、地震、近隣の事故等で、その災害が申し込み者に及ぶと判断される場合、又はプログラムの運営に支障があると判断した場合、施設の一部又は全部を一時的に閉鎖することがあります。
2. ストライキにより、YMCA の最寄りの主要交通機関が運行中止し、プログラムの運営に支障があると判断した場合、施設の一部又は全部を一時的に閉鎖することがあります。
3. 休館日等の場合。
4. 行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむをえない事由が発生した場合。

第 14 条 〔会員の事故〕

1. YMCA は、申し込み者がプログラム参加中に負った怪我や事故等の場合、YMCA 傷害補償規定に基づき対応するものとします。医療機関での診療の際には、申し込み者本人の健康保険証を利用させていただきます。
2. YMCA は、申し込み者が YMCA の施設を利用中に生じた盗難等については、一切責任は負いません。

第 15 条 〔損害賠償責任免責〕

申し込み者が YMCA の諸施設の利用中、会員の責任に帰する事由により、会員自身が受けた損害に対して、YMCA は当該損害に関する責任を負わないものとします。

第 16 条 〔会員の損害賠償責任〕

申し込み者が YMCA の諸施設の利用中、申し込み者の責任に帰する事由により YMCA または第三者に損害を与えた場合、その申し込み者及び保護者が当該損害に関する責任を負うものとします。

第 17 条 〔届出事項の変更〕

申し込み者は、YMCA に届け出た事項に関して変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

第 18 条 〔規約の改定〕

YMCA は、規約等の改定を行うことができ、改定した規約等の効力は全申し込み者に及ぶものとします。

第 19 条 〔附則〕

本規約は、2011 年 4 月 1 日より施行します。

第 20 条 〔細則〕

本規約に定めていない事項及び変更については、別途 YMCA の定めるところによるものとし、その効力は全ての申し込み者に及ぶものとします。

2011 年 4 月 1 日 施行

2011 年 9 月 1 日 改訂

2012 年 4 月 1 日 改訂

2013 年 9 月 1 日 改訂

2014 年 4 月 1 日 改訂

2016 年 4 月 1 日 改訂

2019年10月1日 改訂

個人情報の保護

横浜 YMCA では、皆様からいただいた情報を厳重に管理いたします。個人情報の取り扱いにつきましては、以下のルールに従います。不都合のある方はご連絡ください。

1. 皆様に無断で個人情報を集めることはいたしません。皆様に対して、利用目的をあらかじめ明らかにした上で個人情報の提供をお願いしております。個人情報は下記の 2 に記した目的以外の用途には利用しません。

2. 横浜 YMCA の個人情報利用目的

- ・プログラム実施上の資料
- ・プログラム実施上の連絡
- ・当該プログラム次回募集の告知
- ・機関紙の送付
- ・横浜 YMCA 主催、また関係団体主催の催し物の告知
- ・統計データの利用

3. 退会后、申込書、預金口座振替依頼書等、入会にあたり提出いただいた書類は、YMCA において厳重に管理、または裁断処分し、返却はいたしません。

2011年4月1日 施行

2020年8月1日 改訂